

令和3年11月11日

企業主導型保育事業  
保育施設運営事業者 各位

公益財団法人児童育成協会  
理事長 鈴木 一 光

### 令和3年度企業主導型保育施設に対する指導・監査の変更点について

平素より企業主導型保育事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、企業主導型保育事業指導・監査等基準に基づく企業主導型保育施設の指導・監査実施にあたり以下の通り通知いたします。

現在の指導・監査の運営方法につきましては、「令和3年度企業主導型保育施設に対する指導・監査の実施について」令和3年5月14日発出に基づき、オフサイト調査(書面調査)を行っていましたが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」の解除に伴い、令和3年12月より社会状況等を判断し順次「オフサイト調査(書面調査)で実施していた調査から実地調査に切り替えて実施する」等対応を図っていく予定です。

なお、一旦オフサイト調査(書面調査)にて実施することを通知した施設は、実地調査に切り替えて実施することはありません。

また、調査業務は昨年同様、当協会が実施するほか、外部委託先の事業者が実施することとしております。

ご理解、ご協力の程、宜しくお願いします。

### 記

#### 1 実施方法

立入調査は、次の方法により実施いたします。

- (1) 立入調査対象となる保育施設運営事業者に対し、当協会又は委託先事業者から実施日の概ね1か月前までに「立入調査実施通知書」により実施を通知いたします。
- (2) 調査対象施設の運営事業者は、立入調査実施日の 10 営業日前までに「自主点検表」「利用乳幼児・職員に係る確認リスト」を作成し当協会又は委託先事業者に提出してください。
- (3) 経理面の調査で確認するので、助成金の受入、運営のための各種支出入、積立金の積立て等に使用している口座の預金通帳について、調査日前のできるだけ直近の日に記帳しておくようお願いいたします。
- (4) 立入調査当日、指導監査員(2名以上)が調査対象施設を訪問して、運営事業者等からの

聞き取り、必要書類の確認、施設見分等による調査を実施いたします

## 2 立入調査の立会い

立入調査には、施設運営事業者の責任者、施設長(園長)、連携推進員(配置している場合のほか、運営を委託している場合は、委託事業者の責任者が立ち会い、指導監査員への応答対応をお願いいたします。

なお、指導監査員との応対は前記の立会者が行うこととし、その他関係者に応答対応を委ねることがないように配慮をお願いします。

## 3 関係書類の掲載

本年度立入調査に必要な関係書類を近日中に協会ポータルサイトに掲載する予定です。掲出の際は改めてご連絡いたしますので、ご確認の上、必要な準備をお願いいたします。

(掲載先:HOME>既に施設運営中の法人様>様式ダウンロード>3. 指導・監査)

## 4 感染症予防対策

立入調査の実施における感染予防対策として、指導・監査等の実施にあたっては、以下の対策を講じます。

- (1)立入調査前には、衣服・所持品の除菌を十分に実施いたします。
- (2)立入調査前には、監査員は体温測定を実施し平熱であることを確認いたします。
- (3)監査員はマスク、フェイスシールド等の着用を徹底いたします。
- (4)監査員は立入調査中、児童との接触は極力避けるようにいたします。
- (5)少しでも健康状態に不安がある場合、当該指導監査員は立入を実施いたしません。